

卒業証書の授与について

(令和2年3月2日時点)

佐野市教育委員会

1 基本的な考え方

- ・卒業式としては実施しないが、卒業証書の授与を感染防止のための措置を十分に講じた上で、学校規模に応じて、各学校の裁量で行う。

<卒業証書授与日>

全中学校 令和2年3月 9日(月)

全小学校 令和2年3月19日(木)

- ※ 当日、卒業生は、全員臨時登校日とする。
- ※ 児童生徒の健康・安全を第一に考え、以下の点について対策を講じる。

2 参加者及び場所について

- (1) 来賓は参加しないこととする。
- (2) 保護者・在校生の参加については、学校規模に応じて各学校で柔軟に判断する。

3 感染症拡大防止の徹底について

- (1) 参加者は全員マスクを着用する。(学校は予備用マスクを準備する。)
- (2) 会場の入口にアルコール消毒液を設置し、入場前に手指消毒を促す。
- (3) 当日、朝、検温し、37.5℃以上の場合には入場できないこととする。
風邪の症状や咳が出る方は入場を見合わせてもらう。
- (4) 咳エチケットや手洗いの励行を呼びかける。
- (5) 通知や会場入口等に、「咳などの風邪症状、発熱等、体調不良のある方は、参加をご遠慮ください」等の掲示をする。
- (6) 参加者を特定する。
- (7) マスクを着用したまま行う。
歌や呼びかけ等を行う際も、マスクをしたまま行う。
- (8) 可能な限り参加者が密着しないよう席を配慮する。
- (9) その他必要な感染症対策を行う。(例：換気などに配慮する。)

5 その他

- ・実施方法について、不明な点等がございましたら、学校教育課指導係まで、ご連絡ください。